

別記様式第1号(第四関係)

なかのみょう・しものみょうちくかつせいかけいかく
中名生・下名生地区活性化計画

みやぎけんしばたまち
宮城県柴田町

平成27年1月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	中名生・下名生地区活性化計画						
都道府県名	宮城県	市町村名	柴田町	地区名(※1)	中名生・下名生	計画期間(※2)	平成27年度～平成28年度

目 標 : (※3)

中名生・下名生地区では水稲栽培を中心としており、農業従事者の高齢化や後継者不足などの問題が懸念される中、基盤整備事業により農業経営の効率化、安定化を図ることで、より農業に意欲を持って取り組める環境を整え、地域の定住化の促進を目指す。具体的には平成26年度(998人)～平成23年度(1,022人)の3年間の人口減少率2.3%を計画期間において上回らないことを目標とする。

目標設定の考え方

地区の概要:

柴田町は、県域を県都仙台市で二分した県南のほぼ中央に位置し、仙台から25km、仙台空港や東北自動車道・東北横断自動車道村田ICから10数kmの距離にある。中名生・下名生地区は町の南東部の比較的市街地の近くに位置し、宮城県角田市に隣接している。農作物としては、水稲栽培を中心としながら、花卉・野菜などのほか、特産加工品として味噌を生産するなど営農形態は多様である。

現状と課題

中名生・下名生地区は水田主体の地域であるが、圃場面積が10a程度のもので多く、農道も狭小であるため農作業の効率が悪い。また農業用水に関して大変苦労しており、決められた日にしか用水を利用できない状況となっている。このようなことから、農業後継者の確保などにも支障をきたしている。

今後の展開方向等(※4)

農業従事者の高齢化や後継者不足が深刻化する中、基盤整備事業を進め、できる限り将来の担い手を見据えた農地集積を推進し、後継者が安定して農業ができる環境を整備する。また、下名生地区では、柴田町で初めてとなる農事組合法人下名生ファームが設立され、今後中心的な担い手の組織としての活躍が期待される。これらにより、中名生・下名生地区の農業生産活動を安定的に進め、地域の活性化を図り、地域住民の安住化を目指す。

【記入要領】

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
柴田町	中名生・下名生地区	基盤整備(地形図作成)	柴田町	有	イ	H27年度
柴田町	中名生・下名生地区	基盤整備(農用地等集団化)	柴田町	有	イ	H27年度～H28年度
柴田町	中名生・下名生地区	農地整備事業	宮城県	無	イ	H29年度～H34年度

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

3 活性化計画の区域(※1)

中名生・下名生地区(宮城県柴田町)	区域面積(※2)	204ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の面積204haのうち農地(田・畑)面積は130ha(64%)を占めており、地区内の世帯数313世帯のうち農家戸数は126世帯(40%)となっている。		
②法第3条第2号関係: 基盤整備を進めることにより、営農条件が改善され農作業の効率化が図られることで、農業経営が安定し地区住民の定住化が促進されることは、町にとっても有効である。		
③法第3条第3号関係: 当該区域は、農業振興地域内の水田地帯及び畑地帯で、市街地を形成している区域は含んでいない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

中名生・下名生地区の活性化計画の目標は定住人口減少の抑制であるため、活性化計画が終了する年度の翌年度に住民基本台帳を照らし合わせ評価を行う。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。